⑵5　第三者割当等の概況 a　［略］ b　取得者の概況 (a)　aの取得者について記載すること。なお、当該取得者（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者である場合には、当該取得者については記載を要しない。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。 (b)　［略］ (c)　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員若しくは会計参与又はこれらの者であった者である場合には、当該個人所有者については記載を要しない。 (d)　「取得者と提出会社との関係」の欄には、提出会社と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。 なお、取得者が特別利害関係者等である場合には、その旨を記載すること。 c　［略］ ⑵6　株主の状況 a　［略］ b　所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含み、自己株式の数を除く。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。また、当該記載を要する株主（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者である場合には、当該株主については「氏名又は名称」及び「住所」の欄の記載を要しない。 なお、会社が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 c　個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。なお、個人株主（大株主等を除く。）が提出会社又は関係会社の役員若しくは会計参与又はこれらの者であった者である場合には、当該株主については記載を要しない。 ［d・e　略］ f　欄外には、株主が次のいずれかに該当する場合には、その旨及びその内容を記載すること。 (a)　特別利害関係者等 (b)　提出会社又は関係会社の役員又は会計参与であった者 (c)　提出会社又は関係会社の従業員又は従業員であった者 g　［略］	⑵5　［同左］ a　［同左］ b　［同左］ (a)　aの取得者について記載すること。なお、取得者（新株予約権証券（会社法第236条第１項第６号に掲げる事項が定められているものに限る。）を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。）が提出者又はその被支配会社等（定義府令第６条第３項に規定する「被支配会社等」をいう。）の使用人であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。 (b)　［同左］ (c)　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。 (d)　「取得者と提出会社との関係」の欄には、提出会社と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。 なお、取得者が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨を記載すること。 c　［同左］ ⑵6　［同左］ a　［同左］ b　所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含み、自己株式の数を除く。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。 なお、会社が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 c　個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。 ［d・e　同左］ f　欄外には、株主が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。 ［加える。］ ［加える。］ ［加える。］ g　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。